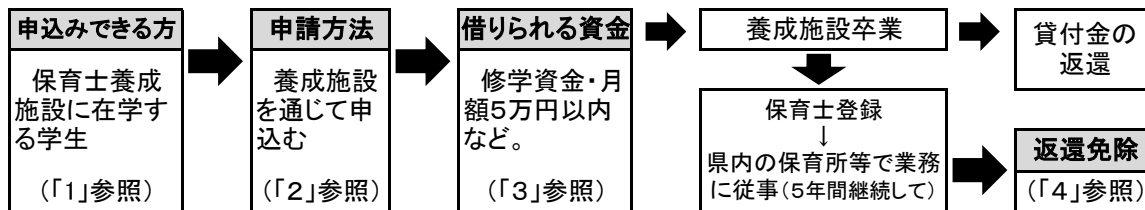


保育士を目指す方へ

保育士修学資金貸付のご案内

— 資格を取得して、和歌山県内の保育所等で5年間継続して従事すると、貸付金の返還は免除となります。—



保育士養成施設(以下「養成施設」という。)に修学するための資金を貸し付ける制度です。
養成施設を卒業後、保育士として、和歌山県内の保育所等で業務(以下「対象業務」という。)に、5年間継続して従事した場合、返還が免除となります。

※保育士養成施設…都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設

1 貸付けの対象となる方

養成施設に在学し、卒業後、保育士として和歌山県内の保育所等で対象業務に従事する意がある方

※ 和歌山県内に住民登録をしている方、または在学前まで和歌山県に住民登録をしていて養成施設への修学のため転居した方のいずれかに限ります。この場合、県外の養成施設に在学する方も対象となります。

2 借入申込手続き

在学する養成施設を通じて申し込んでください。(養成施設の長の推薦が必要です。)

◆ 県内の養成施設

- ・和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科(和歌山市)
- ・和歌山信愛短期大学保育科(和歌山市)

※その他、県外の養成施設である近畿大学九州短期大学との併修により貸付が可能な施設

- ・大原情報医療保育専門学校和歌山校(和歌山市)

<令和7年度募集内容>

募集期間	募集人数	対象
令和7年5月30日～7月25日	80名程度	令和7年度在学生

※ 養成施設を通じて、和歌山県社会福祉協議会に7月25日締切(必着)です。なお、養成施設へは、別途養成施設が定める期日までに提出してください。

※ 貸付審査等がありますので、すべての方に貸付けを行えるわけではありません。

3 貸付限度額

令和7年度在学生	
① 修学資金	月額 50,000 円以内 ※ 貸付期間は修学期間とし、2年間で限度とします。ただし、正規の修学期間が2年を超える養成施設に在学している場合は、貸付金額が2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができます。 貸付額の例) 2年課程の場合 50,000円 × 24か月 = 1,200,000円 3年課程の場合 33,333円 × 36か月 = 1,199,988円 4年課程の場合 25,000円 × 48か月 = 1,200,000円
② 入学準備金	200,000 円以内(初回のみ) ※令和6年度以前の入学生は対象外です。
③ 就職準備金	200,000 円以内(最終回のみ)
④ 生活費加算	※ 生活保護世帯またはこれに準ずる世帯(別途要件があります。)に属する方は、別途定める加算額の借入れを申込むことができます。生活保護世帯の場合は、福祉事務所の担当ケースワーカーにも予めご相談ください。
令和7年度在学生の内、最終学年で、上記の貸付を受けていない者	
① 就職準備金	200,000 円以内(最終学年初回のみ) ※ 保育士修学資金の対象者(最終学年時の者)であって、月額(修学資金)の貸付けを受けていない方が対象です。また、上記③の就職準備金または左記①の就職準備金のいずれか一方の申請となります。左記①の就職準備金を選ぶ場合、上記①～④の申請は出来ませんのでご注意ください。

4 返還免除

(1) 次のすべての要件を満たすと、返還は免除となります。

- ① 養成施設卒業の日から1年以内に保育士として登録
- ② 和歌山県内の保育所等に就職
- ③ 対象業務に5年間継続して従事

※ 従事期間は、保育士の登録日と対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月から算定します。

※ 「5年」は、在職期間が1,825日以上であり、かつ、業務従事期間が900日以上とします。

※ 養成施設を退学した場合や、卒業後、対象業務に従事しない場合や従事期間が5年に満たないで退職する場合などは返還免除になりません。

※ 従事期間が5年に満たない場合でも、返還の一部が免除となる場合があります。

(2) 上記4の(1)の要件に該当しない場合は、貸付金を返還していただきます。

◆ 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録せず、または和歌山県内において保育士として対象業務に従事しなかったとき
- ③ 和歌山県内において保育士として対象業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 対象業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により和歌山県内において対象業務に従事できなくなったとき

5 その他、条件等

貸付利子は、無利子です。 ※ ただし、返還計画より遅れると延滞利子(年3%)がかかります。

貸付期間は、養成施設に在学する期間(正規の修学期間)です。

借入申込みにあたり、連帯保証人が必要です(要件等は次のとおり)。

- ・ 借入申込者の養成施設への修学、卒業後の就職及び就労継続を支援する熱意を有すること

6 借入申込みに必要な書類

以下の書類を、封筒に入れて、在学する養成施設に提出してください。

申込者	1	借入申込書(様式1-1)
	2	同意書(様式2)
	3	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要、3か月以内に発行されたもの)(注1)
	4	所得証明書(借入申込者が属する世帯(または出身世帯)で収入がある方全員のもの、3か月以内に発行されたもの)(注2)※源泉徴収票不可
	5	(中高年離職者の場合) 雇用保険被保険者離職証明書 離職先の会社等による離職証明書等
	6	(生活費加算の貸付けを申請する場合) 生活保護受給証明書 市町村民税の非課税、減免、国民年金掛金の減免、国民健康保険料の減免等、事実を証明する書類
連帯保証人	7	同意書(様式2)
	8	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要、3か月以内に発行されたもの)(注1)
	9	所得証明書(3か月以内に発行されたもの)(注2)※源泉徴収票不可

(注1) 養成施設への修学にあたり借入申込者が住民票を移動した場合等は、移動前(出身世帯)及び移動後(現住所)の住民票の両方を提出してください。

(注2) 養成施設への修学にあたり借入申込者が住民票を移動した場合等は、出身世帯の世帯員で収入がある方全員分の所得証明書を提出してください。

なお、「令和6年分」の提出をお願いします。

※ これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

◆ 問合せ先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活資金班
〒640-8545 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階
ホームページ <https://www.wakayama-wel.jp/>

TEL 073-435-5223